

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載
 【部門区分】第 3 部門第 1 区分
 【発行日】令和 7 年 3 月 3 日(2025.3.3)

【公開番号】特開 2023-112929(P2023-112929A)
 【公開日】令和 5 年 8 月 15 日(2023.8.15)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-152
 【出願番号】特願 2022-14961(P2022-14961)
 【国際特許分類】

C 0 1 B 6/04(2006.01)

C 0 1 B 3/00(2006.01)

B 0 2 C 18/12(2006.01)

10

【F I】

C 0 1 B 6/04

C 0 1 B 3/00 A

B 0 2 C 18/12

【手続補正書】

【提出日】令和 7 年 2 月 19 日(2025.2.19)

【手続補正 1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

水素化マグネシウムの製造方法であって、
 脂肪酸を添加してマグネシウムを粉砕する粉砕工程と、
 粉砕した前記マグネシウムを、500 Pa 以上、5 気圧以下の水素ガス圧力下で、140 以上、水素化マグネシウムの分解温度未満の温度に加熱して、水素化処理する水素化工程と、を備え、

30

前記粉砕工程で添加する前記脂肪酸の添加量が、前記マグネシウムと前記脂肪酸を合わせた総質量中の 5 質量% 以上であり、

粉砕した前記マグネシウムは、前記水素化工程の終了まで、酸素に触れさせない、水素化マグネシウムの製造方法。

【請求項 2】

前記水素化工程は、前記水素化処理の前に、真空引きを行いながら粉砕した前記マグネシウムを加熱する加熱処理工程を備える、請求項 1 に記載の水素化マグネシウムの製造方法。

【請求項 3】

40

前記添加量が、前記マグネシウムと前記脂肪酸を合わせた総質量中の 15 質量% 以下である、請求項 1 又は請求項 2 に記載の水素化マグネシウムの製造方法。

【請求項 4】

前記粉砕工程から前記水素化工程までの工程を一連のものとして合わせた粉砕水素化工程を複数回行う、請求項 1 から請求項 3 のいずれか 1 項に記載の水素化マグネシウムの製造方法。

【請求項 5】

前記脂肪酸の炭素数が、7 以上 30 以下である、

請求項 1 から請求項 4 のいずれか 1 項に記載の水素化マグネシウムの製造方法。

【請求項 6】

50

前記粉砕工程において、前記マグネシウムの酸化被膜を削り、マグネシウム表面を露出させる、
請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載の水素化マグネシウムの製造方法。

10

20

30

40

50